

はじめに

現在、隣国韓国では徴兵制が行われており、これによる韓流スターの活動休止などが話題になっている。約 130 年前である 1872 年、明治時代には徴兵令によって徴兵制度が開始され、終戦まで続いてきた。この点で、徴兵令は近代日本の軍事制度の礎と言える。

初期の徴兵令には広範な免役条項が定められていた。徴兵令は日本の近代化を促進した制度であったが、近代化は江戸時代の特徴を残しながら進んだため、そのまま制度を行うことは当時の社会に多大な混乱を招く恐れがあった。社会状況を汲んだために広範な免役状況が定められたのである。しかし、広範に定められた免役条項は人々が兵役から逃れることにつかわれるようになり、免役者は多かった。「国民皆兵」の原則であったのに、なぜ明治政府は広範な免役条項を定めたのか、とともに、なぜ広範な免役条項は問題になったのだろうか。

現在の日本では徴兵制度は行われていないものの、徴兵制に近づくような状況がある。それは「経済的徴兵制」である。これは、大学進学することが困難である状況にいる高校生や生活が困難な若者に「国家公務員」として衣食住が保障されている自衛隊への就職を勧めたりさせる状況を指す。経済的に制限されている状況下にあるために、自衛隊への就職しか将来の道がないのである。少子高齢化で若者が減少するうえ、自衛隊の活動範囲が世界各地へと広がっていくため年々自衛隊の志願者は減少傾向にある。それとともに日本国内では格差が拡大しており、経済的徴兵制となってしまう状況がある。

以下では、現代の問題である経済的徴兵制について述べていくとともに、日本の兵役制度の始まりである徴兵令の免役条項の内容、問題、1889 年の免役条項全廃までの改正を通し、徴兵令がどのような制度となったのか論じ、自衛隊において行われている日本の経済的徴兵制と対比して論じたい。

1. 経済的徴兵制

1.1 日本の現状

2014 年、安倍晋三内閣が集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行った。そして 2015 年に安全保障関連法案が成立したことで、日本が徴兵制に突入してしまうのではないかといった不安や懸念の声が上がっている。安倍首相としては、徴兵制は憲法第 18 条が禁止する『意に反する苦役』に該当するため明らかな憲法違反であるため徴兵制の導入はあり得ない、という見解をしている。だが、この法案が成立したことで自衛隊の海外派遣される隊員のリスクが高まった状況

にあり、自衛隊の志願者は減少傾向にある。今後さらにリスクが高まるとされている中、どのように自衛隊の志願者数の水準を保っていくのか。

そこで自衛隊が対象としているのが経済的に困窮した若者である。自衛隊は「国家公務員」であるため生活が保障されていることや様々な資格を取ることが出来るなど金銭的に余裕のない若者にとって魅力的な「自衛隊の利点」を紹介し、自衛隊の志願者確保に努めているのである。2014年には、奨学金返還延滞者を自衛隊などに1,2年インターンシップに行かせるといった案も出ている。現在、4年制大学に通う学生のうち奨学金を受給している割合は半数を超えている。年々増加傾向にある。奨学金は給付ではないため4年間で300万ほどの借金を背負うことになってしまう。借金をして大学を卒業したとしても、安定した職に就ける保証はない。そして返還延滞者の18%ほどが無職となっている。このため自衛隊などにインターンシップさせることで若者たちの職業訓練を行い、就業させ返還延滞者を減らす目的があった。年々大学の学費は上昇傾向にある。「受益者負担の原則」といった歴代自民党政権の新自由的な政策により教育の機会均等は内容の乏しいものとなってしまった。このように高い学費を払っても安定した職に就けない現状があるため、大学に行くことは貧しい家庭の高校生にとってはリスクでしかない。

このように政府自体が政策によって格差を広げ、貧困層の若者の選択の道を狭め軍隊へと誘導している状態が現在の日本である [布施 2015:9-14、22-34]。

このような経済的徴兵制が問題となっているのは日本だけではない。徴兵制自体を行っている国は欧州諸国を中心に減少傾向にあるが、経済的徴兵制となっている国が増えてきている。アメリカやドイツでも日本と同じような状況となっている。

1.2 自衛隊入隊の実態

前節で日本の現状について論じたように自衛隊と経済格差は密接に関連している。そこで、ここでは自衛隊の勧誘がどのように行われているかを論じていきたい。

自衛隊入隊のメリットとしては前述した通り「生活が保障されている」「無料でたくさん資格を取ることができる」といったことである。これに加え、大学進学を志すものの経済的に厳しい若者に対しては「自衛隊で働くことで給料をもらえるから大学に行くお金を貯められる」などと言って勧誘している。このような勧誘を行っているためなのか、現在では自衛隊を志望する理由は昔と比べ国防や社会貢献ではなく、経済的利点や自己実現が主な理由となってきている。そのため自衛隊の入隊率は地方と都市圏では差がある。県民所得が低い地域ほど自衛隊の入隊率が高い。

このように経済的格差を利用しないと自衛隊は数を保てない現状になってきている。現在では全国の4割ほどの高校で自衛隊の説明会が開催されている。短大や大学では7割ほどの学校で説明会がおこなわれている。とくに高校では説明会を開催する対象校を学力の低い学校にしている。大学進学率が高い進学校では説明会を行うこと自体が敬遠されてしまう。学力と貧困は比例しやすいため大学進学率が低く就職率が高い高校では自衛隊の対象となる生徒が多いのである [布施

2015:122-128]。

以上が現代の日本問題である経済的徴兵制についてである。次節では、日本の兵役制度の始まりである徴兵令について広範な免役条項を中心として論じていく。

2. 徴兵令成立—広範な免役条項

2.1 徴兵令とは

徴兵令は、1872年の徴兵告諭に基づき、翌年1月に国民皆兵を原則として公布された。満20歳に達した男性から抽選で3年間の兵役に士族や平民といった身分制度の区別なくつかせる統一的な兵制である。近代軍制の創始者である大村益次郎の構想を、長州藩の奇兵隊の指揮官であった山縣有朋が引き継ぎ実現した [加藤 1996:56-57]。

2.2 免役条項

1872年の徴兵告諭は、徴兵制度の必要性を掲げたものであったため法令ではなかった。翌年公布された徴兵令は具体的な法令であり、免役条項が記載されている。そのため明治6年公布の徴兵令について述べる。明治6年の徴兵令では、免役条項として①身長が5尺1寸未満(155cm未満) ②不具廢疾者③官吏・医科学生④海陸軍生徒⑤官公立学校生徒⑥外国留学者⑦「一家ノ主人タル者」⑧嗣子・承祖の孫⑨独子独孫、養子⑩父兄病弱の為家を治める者⑪「徒」以上の罪科者⑫徴兵在役中の兄弟⑬代人料270円(歩兵兵卒の年間維持費が90円×3年分=270円)を納めた者が定められていた [加藤 1996: 46-47、熊谷 1963]。個別の免役条項の理由としては、以下のように整理できる。①や②—徴兵の兵役に耐えられないためである。③や⑤、⑥—学力のある者を兵隊にするのは国にとって有益ではないと考えられていたためである。⑦、⑧、⑨、⑩—日本特有の家制度である戸主を重要視していたためである。⑪—兵役を国民の名誉ある義務としていたため、犯罪者は資格がないとされていた。⑫—徴兵は若い男性を取ってしまうため、一家の労働力を減らすことになる。当時の日本は農家が大半であったために、労働力である若い男性をすべて徴兵してしまえば、一家が立ち行かなくなることが大半だったからである。⑬は階級の特権である。(代人料と免役条項は別個のものとされているが、ここでは兵役を逃れられる手段という点で同一のものと仮定している。) 以上免役条項は、プロイセン・フランスの兵制を折衷して定められたと言われているが、特に1832年のフランスの兵制を参考にしたと言われている。徴兵令の前身として紀州藩の「兵賦略則」(明治3年制定)が挙げられるが、これには免役条項・代人料制にフランス兵制を参考とした。

以上のように徴兵令には広範な免役条項が存在するが、これは日本の近代化が軍事的・政治的側面から同時に行われたため、混乱した社会の実状に合わせるために余儀なくされた処置であっ

たともされている。また、特に「戸主」に関する規定が多い(⑦～⑩)が、これには日本特有の家制度が大きく関係している。この点については次章で述べることとして、ここでは軍事的・政治的側面について説明しておきたい。これらの側面としては、民主化と自由化の進展と職業将校団の形成、兵卒の市民化である。政府らは高学歴者を兵員として徴収するよりも、専門的な知識や能力を他分野で発揮させようとしていた [加藤 1996 : 76]。これに加え、初期の徴兵人数は1万人ほどであり、規模の大きい軍隊ではなかったことも重要である。政府が初期の時点ではそこまで規模の大きい民衆による軍隊を求めていなかった(役割自体も農民一揆の鎮圧などに限定されていた)ため、家制度になおさら重点が置かれた [加藤 1996 : 45-52、吉田 2002 : 17]。このような理由のために広範な免役条項が定められたのである。

3.民衆と家制度—地租

3.1 家制度の普及

前章で述べたように徴兵制の免役条項には日本特有の家制度が関係している。では、「家制度」はどのようなものであったのだろうか。明治政府はどのような意図を持って家制度を利用しようとしていたのだろうか。徴兵制と家制度の関係を明らかにした熊谷は次のように述べている。

日本の歴史において、つねに、社会の経済的基礎となってきた農業経営は、政治権力によって一定規模の再生産の維持を要求せられてきた。このことは、地租に国家財政の基礎を求めた明治初年においても変わらないのであって、そのために再生産単位としての「家」が制度の上でも観念されたことはいままででもない。[熊谷 1987 : 3]

このように熊谷が自明視するように、昔から日本社会の経済的な基礎は農業経営であった。この農業経営を行ってきたのが一般民衆であり彼らが「家」として生産活動を行ってきたため再生産単位としてとらえられていたのである。これに加え、明治時代の家には政治的条件が追加された。明治政府が確立するとともに、国家は個人を個人と尊重せず、中央の権力との間に「村」や「家」を置き、「家」にも政治の役割を分担させ、国家への奉仕を強要するようになったのである。「家」は権力機構の末端に位置するようになった。そして戸主を家の中心とし、その地位を継承させていくために家督相続制が国民に対し強制された [熊谷 1987 : 4]。すなわち、家を中心として、国家体制を整えようとしたのである。

封建的で家父長制な性格を持つ家制度は華士族の家制度であった。一部の階級間の制度を国民全体の制度としようとしたのである。だが、階級によって生活習慣は大幅に異なるものであったため、庶民に強要しようとしても、庶民の生活が固い壁となり国民の制度とするには難しかった

たのである。つまり、家督相続制は機能していなかった。

しかし、明治 31 年には国民を対象として家制度が実施され、国民全体に「家制度」が強制された。人びとが家制度を受け入れることを可能としたものがある。その一つとして徴兵令が挙げられる。1 で免役条項について述べたように、免役条項の大半は家制度によるものであった。明治政府がなぜここまで広範な免役条項をもうけた理由としては、①地租の納税者を確保するため②家産・家業の尊重である [熊谷 1987 : 22-30]。すなわち、税金を納入する人物を確実に確保する必要があった。それは、当時の明治政府の歳入のほとんどが地租であったからである。明治 8 年では、地租が全租税収入の 85%、11 年では 79%を占めており非常に重要な財源であった。明治時代は近代化したといっても依然として農業で生計を立てているものがほとんどであった。徴兵は壮丁（青年男性）を軍役につかせるので一家の労働力を奪ってしまう。すべて奪ってしまう（青年男性を全て徴集する）と生計が成り立たず地租を払えなくなる可能性がある。家制度を政府は確実な地租収入の確保のために使ったのである。地租をはじめとした政府の政策を実行させるため(=国家への奉仕となる)には家庭内の秩序を維持させる必要があったため家制度を保護することは必要であった。このため家制度に関する免役条項は多い。

3.2 免役条項による家制度の認知

このように徴兵による免役条項によって、民衆は家制度を認知するようになったのである。華士族のイデオロギーとしての「家」は容易に民衆に理解されるものではなかったが、家産・家業と結びついて免役の条件となったことで、民衆に再生産単位としての「家」を教え再認識させることになった [熊谷 1987 : 31]。「家」が苦役である徴兵を逃れる理由となったということを民衆は認知したのである。これにより、家制度は認知されるようになったものの、政府が望んだように認識し従うための制度ではなく、徴兵忌避の手段としてとらえられてしまった。政府の意図と異なる認知が広まっていったのである。

4. 免役条項活用の実態—徴兵忌避の温床

4.1 徴兵忌避

人びとは家制度を徴兵忌避の手段として用いた。ではそもそもなぜ人々は徴兵を逃れようとしたのか。兵役は徴兵される男性自身にとって大きな負担であったうえに、労働力を奪われる点で一家にとっても大きな負担になるため、徴兵令に対する民衆の反感は強かった。そのうえ、当時の民衆には「国のために死ぬことが素晴らしいこと」という概念はなかった。このため、民衆から徴兵令は「ただの負担」ととらえられていたのである。ただし、一部の民衆にとっては軍隊の生活のほうが現在の生活よりもよい場合もあった。人びとが免役条項を自覚的に活用した結果、

ほとんどの青年が免役となり、徴兵数は少なかった。20歳の男性全体の4%ほどしか兵役についていなかったともいわれている〔尾原 2010〕。1877年では3.5%、1888年でも4.6%にすぎなかった〔吉田 2002: 18〕。では人々は、どのように活用したのだろうか。

4.2 フランスと日本の違い

人々が主に活用した免役条項は⑦「一家ノ主人タル者」⑧嗣子・承祖の孫⑨独子独孫、養子である。要するに一家の戸主であるか、家を継ぐ跡継ぎであればいいのである。これはフランスの兵制で定められていた。この条項が問題となったのは、明治政府の想定を外れる使われ方をしたからである。(この点については後ほど述べる。)だがフランスでは問題とならなかった。それは、日本とフランスの家制度の違いである。フランスでは長子相続制が廃止されており平等な相続制度が成立していたが日本では長子単独相続制が一般となっていた。家督相続制は長子が全財産を相続する封建的な制度である。長子単独相続制によって家督相続制は機能しており、戸主の権限を強めた。対して平等な相続制度では長子以外の子供も平等に相続することが可能なためフランスには戸主と非戸主の区別がなかった。その家の子供であれば平等な権限を持つことができたのである。そのため家督相続制は機能しなかった。ここに日本とフランスの制度の違いを見ることができる。

また養子制度により日本では免役が可能であったが、フランスでは養子制度は一般的ではなかった(貴族階級の所産ではなく低い階級のものとしていた)ために養子による免役条項は人々が実用化するまでに至らなかった。このため日本特有の養子法が合法的な忌避行為としてまかり通ったのである。日本では一家の戸主や跡継ぎになれば免役可能であるため、(家制度の観念がすべての階級に徴兵制度開始後から広まっていた)人々は戸籍を借りたり買ったりして、養子になり兵役を逃れたのである。分家を起してその家の戸主になり兵役を逃れるといったこともあった〔大江 1981: 67-70、加藤 1996: 51-52〕。この問題に関わる明治政府が参考としたフランスにおける免役条項は、以下の条項である。

- (iii)長男で父母がすでに亡い者。(iv)七〇歳以上の老人・寡婦・盲人を養うべき独子独孫。
- (V)同齡の兄弟が合格した場合の兄。〔加藤 1996:74〕

日本は、フランスにおける家制度保護のための免役条項を日本の条項にも取り入れ「一家ノ主人タル者」と戸主や養子を免役にする日本の独自の条項を付け加えた。日本の徴兵制度は、家を中心として行われており家を保護する必要性があった。このためフランスの免役条項よりも家制度保護の範囲を広げたのである。だが、先にも述べたようにこの制度は明治政府の想定を外れる使われ方をしてしまった。家を守るための養子制度が悪用され、徴兵忌避の温床となったのである。

フランスにおける免役条項は、ブルジョア階級であれば自分たちの息子を金で兵役義務から解放することが出来た。農民・労働者階級はブルジョア階級のようにはないとしても、抽選制により運が良ければ兵役義務から逃れることが出来た。そのうえ抽選制のもつ平等性がこの階級の持つ賭け事本能に適っていたのである。このようにブルジョア階級にも、農民・労働者階級にも満足されていた。この社会的基盤のうえに持続されていたのである。だが日本の免役条項には士族階級や有産階級に該当する免役条項が多く、のちに問題となる貧困階級に該当する免役条項がほとんど認められていなかったため社会的基盤がなかった。

なぜ日本の免役条項はこのようなものであったかという、近代化の主導勢力である士族階級とその財政的基礎をなす地主の子弟に対して特権が認めなければならないという国家的・社会的要請があったからである [梅溪 1976]。

徴兵忌避の温床となったものはフランスと日本の社会構造の違いだけではない。明治初期にまだ未整備であった戸籍制度も関係している。次節では戸籍制度について述べる。

4.3 戸籍制度

戸籍制度は明治時代の初期ではまだ整備されていなかった。近世以降、地域の権力者であった戸長のもとで戸籍管理が行われていた。戸長は明治時代民選であったため、民衆と戸長の距離は近かった。戸長は民衆からの支持を得るために、頼まれたら戸籍を変更するといったことがまかり通っていた。このため容易に戸籍変更できた。これも免役拡大をもたらした要因であろう。戸籍を買う、借りることは比較的安価だったため裕福ではない家庭でも行うことが可能であった。代人料よりも安価な免役方法だったために代人料を支払う者はごく少数であった [大江 1981: 70-71]。それから、そもそも徴兵検査を受けず逃亡や失踪してしまうものもいた。なお、明治 12 年の改正で未成年の分家を禁止し、歯止めをかけようとしたものの、絶家再興や入婿が徴兵忌避の周流となり、歯止めはかからなかった [熊谷 1978 : 121-136、中村 1965]。

このように日本特有の「家」制度保護の精神や未整備の戸籍制度が、容易に免役を可能とさせたのである。では、政府はどのように徴兵逃れに対する対策を行ったのだろうか。

5. 免役条項の改正—徴兵令はどのような制度になったのか

5.1 国民皆兵と家制度の対立

家制度保護を中心とした徴兵令であったが、政府の意図とは異なり人々が家制度に従うのではなく利用するようにしたために免役者が多くなり、(明治 9 年には 20 歳壮丁の 82%が免役となっている。) 深刻な問題となっていた。政府は徴兵制開始から 5 年後には徴兵制の貫徹か家の尊重か選択を迫られることになったのである。政府は徴兵制の貫徹を選択した。この選択には西南

戦争が関係している。西南戦争は西郷隆盛中心となって起こした士族反乱である。このとき出兵したのが徴兵された兵士たちであり、徴兵令施行後から初めて戦闘に参加することになった。この戦争で、徴兵主義か志願兵主義で対立していた意見が徴兵主義でまとまったのである。これによって家制度は徴兵制において崩壊することになった [熊谷 1978 : 35-37]。徐々に家制度を根拠とする免役条項をはじめとして制限していく。

5.2 改正過程

徴兵忌避が横行したために政府は改正を行い免役条項は徐々に制限されていった。免役条項に関する最初の全面改正は明治 12 年である。この年の改正では、免役条項が細分化された。免役制に終身免役と平時免役という新たな制度が盛り込まれた。終身免役は改正前の免役条項と同様に生涯免役であり廃疾・不具・懲役一年以上の受刑者が対象である。これに対して、平時免役は国民軍の兵役以外は免役というものであり 50 歳未満の者の嗣子、学校生徒、陸海軍生徒、医者、官立師範学校卒業生、府県会議長・副議長・議員が対象である。ここで注目すべき点が新たに加えられた「府県会議長・副議長・議員」である。「家」を支える者がこれまでは免役となっていたが、この年にはその者に制限が加えられ府県会議長・副議長・議員が加えられたことは、「家」が行っていた機能を地方行政団体が代わって行うようになったということの意味する [熊谷 1978 : 36]。このほかに国民軍の外免役(50 歳以上の者の嗣子、戸主・独子独孫など)、一年間徴兵猶予(兄弟同時に徴兵にある者)が設置された。また代人料制度も変化し、国民軍以外の免役は 270 円、平時の場合の国民軍以外の免役は 135 円となった。

次の改正は明治 16 年である。この改正で免役制に終身・平時免役が無くなり新たに猶予制が盛り込まれた。家庭事情によるものは全て猶予制とされ、全面的に免役されることはなくなったのである。終身免役が免役制という名称になり、廃疾・不具以外の終身免役は全廃となった。官立学校の教員や生徒といった者は其事故ある間は猶予とされた。そしてこの年に代人料制は全廃された。さらに 6 年後の 22 年の改正では、猶予制が廃止され家庭事情によるものは延期制となった。16 年の官公立学校の教員・生徒などの猶予は廃止され、廃疾・不具を除いた免役条項は全廃となったのである [加藤 1996: 46-47]。

これで「国民皆兵」の原則となったと言われている。だが 16 年からの改正で 1 年志願兵制度(経費は自弁)が導入された上、22 年の改正では六か月現役兵制も導入された。このような制度は通常の徴兵の負担とは異なりかなり軽い負担で済むものであった。対象者は中学校を卒業した者や官立師範学校の卒業生など一部の者に限られており、富者のための特権制度であると言える。このため、国民皆兵と言いながらも実際は、免役条項全廃後は貧富の差による著しい兵役の不公平が存在していたのであり、不平等な兵役制度となった。

おわりに

以上のことから、明治政府が広範な免役条項を定めたのは、2点の理由がある。1点目は日本の近代化が政治的側面・軍事的側面両方から同時に進行したために、取らざるを得なかった処置であるということ。2点目は日本固有の家制度保護である。地租という税金を確実に確保するために納税者を確実にする必要があった。免役条項により多数の徴兵逃れが問題となってしまったのは、日本特有の「家制度」(長子単独相続制や養子制度)が政府の意図と異なる「徴兵忌避の手段」という認識で広まったことと、容易に変更可能だった未整備の戸籍制度である。明治政府は人材を確保するために免役条項を徐々に改正し、国民皆兵の原則を可能にしたが、国民皆兵の原則を立てるためには政策の中心であった家制度を軽視する必要があった。その上富裕層への特権制度が存在し、結果として徴兵令は貧富の差による徴兵の負担に不公平な制度であったといえることができる。

このことを現在の日本で問題となっている経済的徴兵制と比較してみると、共通点があると言える。徴兵令が貧富の差による徴兵の負担に不公平な制度であったように、経済的徴兵制も貧富の差による格差が不平等な状態を作り出している。130年前の制度と現在では問題点が変わっていないのである。経済的な問題は、根強く残る問題である。経済的徴兵制の最大の問題点は、富者が利益のために行う戦争に貧しい人々が「使い捨ての駒」として使われてしまう点である。解決策としては、政府の政策を改めさせることであろう。名ばかりの経済成長にばかり目を向けず、日本の現状と向き合う必要がある。

参考文献

- 加藤陽子 (1996) 『徴兵制と近代日本』 吉川弘文館
- 大江志乃夫 (1981) 『徴兵制』 岩波新書
- 大江志乃夫(1979) 『戦争と民衆の社会史』 現代史出版会
- 吉田裕 (2002) 『日本の軍隊—兵士たちの近代史—』 岩波新書
- 熊谷開作 (1987) 『徴兵令における「家」と国家』 法律文化社
- 布施祐仁 (2015) 『経済的徴兵制』 集英社新書
- 中村吉三郎 (1965) 「(書評) 熊谷開作著「徴兵令における『家』と国家」(同志社法学七八号)」 『法制史研究』 (15), 228-229 法制史学会
- 尾原宏之 (2009) 「明治一二年元老院徴兵令改正審議の政治思想(上)」 『法学会雑誌』 50(1), 191-234 首都大学東京
- 梅溪昇 (1976) 「わが国初期徴兵令に対するフランスの影響」 『軍事史学』 12(2), 15-38 錦正社